

市民活動総合補償制度（市民活動保険）のご案内



自治会などの市民活動団体が安心してボランティア活動を行うことができるよう、他人への損害や活動中のケガ・事故に対し補償を行う市民活動総合補償制度（市民活動保険）についてお知らせします。

市民の皆さんによる保険料の負担や事前の申し込みは必要ありません。

◆補償対象：「市内に活動拠点を置き、構成員に市民が含まれる市民活動団体」による「非営利・自主的・継続的・公益性」のある市内で行う活動（市外からの参加者も対象）
例：自治会による地域の清掃活動、見守り活動 など

◆対象とならない活動

市外での活動、個人での活動、有償ボランティア、業務委託、単発の活動、特定の個人や団体のための活動、学校行事、法人格を有する団体によるボランティア活動 など

◆補償内容

①損害賠償補償

市民活動中に第三者にケガをさせたり、物を壊した場合

賠償の種類	支払限度額
身体賠償	1名につき1億円／1事故につき2億円
財物賠償	1事故につき2,000万円
生産物賠償	対人：1名につき1億円／1事故につき2億円 対物：1事故につき2,000万円
保管物賠償	1事故につき500万円

◆傷害補償

市民活動中の事故により死亡または負傷した場合

補償の種類	補償限度額
死亡補償	500万円
後遺障害補償金	程度に応じて15万円～500万円
入院補償金	1日につき3,000円
手術補償金	手術の種類に応じて3万円～12万円
通院補償金	1日につき2,000円

- ・本制度はすべての活動を補償するものではありません。補償内容を確認の上、実際の活動内容に即した補償が受けられるかを判断し、不足分については、各団体で保険加入する必要があります。
 - ・事故が発生した際は必要書類（事故報告書、団体規約、事業計画書など）を提出する必要があります。
- ※詳しくは市ホームページをご覧ください。

詳細は
こちら



産業まつりの出店者を募集します



市産業まつり実行委員会では、次のとおり産業まつりを一緒に盛り上げてくれる出店者を募集しています。

- ◆日程：10月24日(土)、25日(日)午前9時～午後3時
- ◆出店者資格：①市内の事業者（市内に事務所・店舗を有する者に限る）
②実行委員会が認めた団体など（交流都市、団体など）
- ◆出店区画：①1小間あたりの面積 間口3.0m×奥行3.0m
※テントの種類によって、多少大きさが変わる場合があります。
②1出店者につき最大2小間
※出店申込の状況により、1小間に変更となる場合があります。
③テントの風除けシート（三方幕）は実行委員会で準備します。
設置については、出店者で取り付けてください。
- ◆出店料：1小間当たり3,000円（2日間）
- ◆貸出設備：①流し台が必要な人は、有料（1台につき6,000円）で準備します。
手洗い、調理用などの水タンクおよび排水用ポリバケツは、各出店者で準備してください。
②設置を希望する出店者のテント内にはコンセントを設置しますが、発電量には限りがありますので、必要最低限の設備としてください。
③1小間につき長机と椅子を2つずつ貸し出します。
- ◆申込方法：陸前高田商工会窓口および市役所商工観光課窓口で配布する申込書に必要事項を記入し、出店者資格①に該当する事業者は陸前高田商工会窓口、出店者資格②に該当する団体などは市役所商工観光課窓口に提出
- ◆申込期限：8月7日(金)
- ◆その他：①ごみは、原則各出店者でお持ち帰りください。
②出店に係る許認可（営業許可など）は、各出店者が申請してください。
※出店に係る要件は、変更となる場合があります。



昨年の産業まつりの様子

申し込み・問い合わせ先 市産業まつり実行委員会事務局（市商工観光課内 内線422）